

留学等に伴う海外渡航について

本学では、留学等に伴う学生の海外渡航については、外務省より提供されている海外安全情報の「危険情報」及び「感染症危険情報」のレベルに応じて、以下のとおり対応することとしておりますので、お知らせいたします。

1. 【渡航先の国・地域の「危険情報」のレベルに応じた本学の対応】

危険情報

対応

- ・レベル1「十分注意してください。」
その国・地域への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
実施、継続するが注意を払う。
- ・レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」
その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに，十分な安全対策をとってください。
延期若しくは中止を基本方針とする。
- ・レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」
その国・地域への渡航は，どのような目的であれ止めてください。（場合によっては，現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）
中止、途中帰国させる。
- ・レベル4「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」
その国・地域に滞在している方は滞在地から，安全な国・地域へ退避してください。この状況では，当然のことながら，どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。
中止、即刻帰国させる退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する。

2. 【渡航先の国・地域の「感染症危険情報」のレベルに応じた本学の対応】

感染症危険情報

対応

- ・レベル1「十分注意してください。」

特定の感染症に関し、その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

実施、継続するが注意を払う。

- ・レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」

特定の感染症に関し、その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

延期若しくは中止を基本方針とする。※

- ・レベル3「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

特定の感染症に関し、その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

中止、途中帰国させる。※

- ・レベル4「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

特定の感染症に関し、その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

中止、即刻帰国させる退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する。

※新型コロナウイルス感染症流行下における海外留学の実施について

レベル3及びレベル2であっても現地の医療体制や渡航先大学等の状況を勘案し、安全等の確保が可能と判断できる場合には海外留学の実施を妨げないものとします。

なお、「新型コロナウイルス感染症流行下における海外留学」の方針については、別に通知しますので、そちらを確認してください。(次ページ以降掲載)

学 生 各 位

学 長

新型コロナウイルス感染症流行下における海外留学について

本学における海外留学については、外務省の「感染症危険情報」レベル3及びレベル2の国・地域への海外留学については、渡航の延期及び中止をお願いしてきましたが、文部科学省（令和4年2月4日付事務連絡）によるとレベル3及びレベル2の国・地域においても安全確保に万全を期すことが出来る場合は、海外留学を一部容認する周知がなされております。

また、ワクチンの普及などにより、最近の感染者数は世界的に減少傾向にあり、外国人観光客の受け入れが再開されるなど、海外との交流に関する規制の緩和が進んでおります。

新たな変異種の出現や再流行など、依然として、予断を許さない状況は続きますが、学生が海外で学ぶ機会への配慮や他大学の状況も踏まえ、当面、海外留学についての本学の方針を、下記のとおりとします。

なお、この方針は、新型コロナウイルス流行下における新型コロナウイルス感染症にかかる「感染症危険情報」に限定した対応であり、その他の感染症については、適用しないものとします。

記

1. 「感染症危険情報」レベル4の国・地域への海外留学について

海外渡航は中止とする。

2. 「感染症危険情報」レベル3及びレベル2の国・地域への渡航について

以下の要件を満たし、安全等の確保が可能と判断できる場合は、渡航を妨げないものとする。

- (1) 渡航先の国・地域が外務省の「危険情報」レベル1以下であり、査証が必要な場合は査証が取得でき、渡航先の大学等が受け入れを許可していること。
- (2) 渡航先の国・地域における外務省の感染症危険情報がレベル2以上であるの場合のリスクを理解し、自らの判断と責任で渡航し、渡航によって生じるすべての責任を負うこと。
- (3) 渡航先の国・地域の治安や感染症の状況により、本学が帰国勧告等を決定する場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従うこと（緊急帰国等に伴う費用は本人負担となることに留意する）。
- (4) 渡航先の国・地域において（再）流行した際に取りべき対応を事前にシミュレーションしていること。
- (5) 渡航先及び日本が定める防疫措置に関する規則に則った行動ができること。
- (6) 渡航先の国・地域の最新の感染状況を常時把握するとともに、感染防止策、医療体制、大学等の感染予防体制、帰国ルートが十分に整っていること、また感染した場合の現地で取るべき行動、相談機関・医療機関等を確認していること。
- (7) 渡航に関して保証人及び指導教員の了承を得ていること。
- (8) 新型コロナウイルスのワクチン接種については、受入先が指定する接種回数に従うこと。
- (9) 外務省の「たびレジ（3カ月未満の滞在）」若しくは「在留届」（3カ月以上の滞在）に登録すること。
- (10) 渡航中の疾病（新型コロナウイルス感染症を含む）に対し補償が受けられる海外旅行保険に加入すること。
- (11) 全ての渡航期間においてOSSMA（日本 エマージェンシー アシスタンス 株式会社提供）に加入すること。又は国際社会学科における海外語学研修（英語）や認定校留学の際に、一般財団法人JSAF（以下、JSAFと記載）のコースを利用する場合は、JSAF指定の保険及び危機管理サービスに加入すること。

- (12) 本学の定める海外渡航計画書（各月の滞在国・地域と活動内容を記した書類）を提出するとともに、毎月1日に fls@sun.ac.jp 宛に留学計画書の項目について報告を行うこと。また、渡航中に傷病その他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合や、渡航先の「危険情報」及び「感染症危険情報」のレベルが変わった場合は速やかに本学に報告すること。渡航中は常に連絡の取れる状態にあり、本学からの問い合わせに対しては必ず応対すること。
- (13) 「海外渡航届（様式1）」、「新型コロナウイルス感染症影響下における海外留学についての誓約書（様式2）」及び「海外留学計画書（様式3）」を渡航2ヵ月前までに提出していること。

3. 「感染症危険情報」レベル1以下の国・地域への渡航について

海外留学は十分注意して実施とするが、世界的なコロナ感染症流行下の海外留学であることから、（再）拡大の可能性等も勘案し、以下の要件を満たすことを求める。

- (1) 渡航先の国・地域が外務省の「危険情報」レベル1以下であり、査証が必要な場合は査証が取得でき、渡航先の大学等が受け入れを許可していること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症流行下において、海外留学する危険性について十分に理解し、自らの判断と責任で渡航し、渡航によって生じるすべての責任を負うこと。
- (3) 渡航先の国・地域の治安や感染症の状況により、本学が帰国勧告等を決定する場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従うこと（緊急帰国等に伴う費用は本人負担となることに留意する）。
- (4) 外務省の「たびレジ（3ヵ月未満の滞在）」若しくは「在留届」（3ヵ月以上の滞在）に登録すること。
- (5) 渡航中の疾病（新型コロナウイルス感染症を含む）に対し補償が受けられる海外旅行保険に加入すること。
- (6) 全ての渡航期間においてOSSMA（日本 エマージェンシー アシスタンス 株式会社提供）に加入すること。又は国際社会学科における海外語学研修（英語）や認定校留学の際に、一般財団法人JSAF（以下、JSAFと記載）のコースを利用する場合は、JSAF指定の保険及び危機管理サービスに加入すること。
- (7) 渡航中は常に連絡の取れる状態にあり、本学からの問い合わせに対しては必ず応対すること。また、渡航先の「危険情報」及び「感染症危険情報」のレベルが変わった場合は速やかに本学に報告すること。
- (8) 「海外渡航届（様式4）」及び「新型コロナウイルス感染症影響下における海外留学についての誓約書（様式5）」を渡航1ヵ月前までに提出すること。

相談窓口 ※必ず事前に窓口へ相談すること

(1)レベル1以下(交換留学)及びレベル2、レベル3の国・地域への留学

佐世保校企画広報課 Tel: 0956(47)5856 / E-mail: fls@sun.ac.jp

シーボルト校総務企画課 Tel: 095(813)5735 / E-mail: fls@sun.ac.jp

(2)レベル1以下(私費留学)の国・地域への留学

佐世保校学生支援課 Tel: 0956(47)5703 / E-mail: gakusei-g@sun.ac.jp

シーボルト校学生支援課 Tel: 095(813)5065 / E-mail: gakusei-g@sun.ac.jp

担当課	留学先の感染症危険情報レベル		
	レベル1以下	レベル2	レベル3
企画広報課・総務企画課 (国際交流研究センター)	交換留学	交換留学 私費留学	交換留学 私費留学
学生支援課 (学生グループ)	私費留学	—	—
提出書類	海外渡航届(様式4) 誓約書(様式5)	海外渡航届(様式1)誓約書(様式2) 海外留学計画書(様式3)	